

農地法許可申請書添付書類（4条・5条・農業用施設・一時転用共通）

1. 農地法第4条・5条申請関係

(1) 申請土地及び周辺の状態を確認する書類

添 付 書 類	留 意 点
<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書（原本） （全部事項証明、発行後 3 ヶ月以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請土地の確認 字名、地番、地目、面積等 ・ 所有者の氏名、住所の確認 （現住所が異なる場合は住民票等） ・ 所有権の確認（原則として、相続登記終了後に申請） ・ 申請土地の取得年月日及び原因の確認 ・ 抵当権、仮登記の設定の有無 （有の場合、同意書が必要）
<input type="checkbox"/> 位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請土地の位置を明示した図面（市全図等） （縮尺 1/50,000～1/10,000 程度）
<input type="checkbox"/> 見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請土地周辺の市街化及び営農の状況がわかるもの（住宅地図等）
<input type="checkbox"/> 地籍図又は字限図（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法務局所管</u>の地籍図、字限図 （里道を赤、水路を青で色付け） （申請土地及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を明記） （隣接する土地の登記地目が農地で現況が農地以外の場合） → 転用許可等がなされている場合は許可日・許可番号・転用目的等を記入

(2) 申請目的実現の確実性、計画面積、被害防除措置の妥当性を判断する書類

添 付 書 類	留 意 点
<input type="checkbox"/> 事業計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下について明示すること。 ① 建築物—平面図、立面図、配置図等 ② 進入路（道路の一部を工事し進入する場合、事前に道路法 24 条許可が必要。許可書の写し添付） ③ 用排水施設（水路等の一部を工事する場合、公有水面の許可が必要。許可書の写し添付） ④ 申請土地の利用計画 ⑤ 太陽光発電設備の場合はパネルその他付属設備の配置図（枚数が分かるもの） ・ 造成する場合は造成部分の高さがわかるようにする。 ・ 露天資材置場の場合は、何をどこに置くかを明示 ・ 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示 ・ 転用面積が事業の目的からみて適正である根拠 ・ 代替性の検討が必要な場合は、選定条件及び候補地一覧選定条件及び候補地一覧、選定結果及び当該農地の選定理由を記載すること。
<input type="checkbox"/> 経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ※造成費用含む（原本）コピー不可
<input type="checkbox"/> 資金証明（残高証明書・融資証明書等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な資金を満たしていること（原本）コピー不可

<input type="checkbox"/> 農用地外証明書	・本庁農業振興課または申請地の市民局で証明を受けること (手数料 300 円必要)
<input type="checkbox"/> 被害防除施設設置状況説明書	・転用の目的に係る事業の実施及び施設の利用によって、付近の農業又は住民の生活環境に影響を及ぼすおそれが生ずる場合のみ必要
<input type="checkbox"/> 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	・申請者以外の共有持分権者並びに用益物権を有する者(地上権、地役権等)又は使用貸借による権利者、賃借権者
<input type="checkbox"/> 同意書又は疎明書(特別な事情で同意書がとれない場合に、説明を行った日時・説明内容及び同意がとれない理由を記載した文書)	・必要に応じ、以下の同意書又は疎明書が必要。左記特別な事情とは、行方不明又は想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由等による不同意の場合をいう。
※隣接農地の所有者及び耕作者	・転用しようとする農地等に隣接(点の隣接含む)した農地等がある場合
※農会長・自治会長等	・転用した結果、付近の農業又は住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれが生ずる場合
※取水又は排水に係る水利権者、水路管理者、漁業権者等	・事業の実施又は施設の利用について取水又は排水を伴う場合
※抵当権者、仮登記権利者	・転用しようとする農地の登記簿上、明らかな権利者
<input type="checkbox"/> 所有権以外の権原に基づく耕作者がいなくことを証する書面	1 農地法 18 条 1 項の規定による許可書(写し) 2 同条 6 項の規定による解約の申入れ等の通知書の写し
<input type="checkbox"/> 土地改良区の意見書	・申請地が土地改良区の地区内にある場合
<input type="checkbox"/> <無断転用の場合> 始末書・現況写真	・始末書・現況写真 (始末書には転用した時期、理由等を記載) (写真は申請地を赤線で示す。撮影年月日、撮影方向の記入)
<input type="checkbox"/> その他参考となる書類等	<input type="checkbox"/> 分筆を伴わない場合は申請地を特定した測量図の添付 <input type="checkbox"/> 法人の場合は登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し(要原本証明) <input type="checkbox"/> 都市計画用途地域の確認の有無を備考に記入すること <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の場合は認可許可証の写し(申請時は認可申請の画面コピーでも可ですが、後日必ず許可証の写しを提出ください。許可証の写しがないと許可されません。) ・その他事務局が求めた書類

2. 農業用施設届出書の追加添付書類

添付書類	留意点
<input type="checkbox"/> 農業用施設用地証明	・農業振興地域農用地内に農業用施設を設置する場合 (事前に農振農用地の用途区分変更は必要)

3. 農地法第4条・5条申請(一時転用)関係追加添付書類

添付書類	留意点
<input type="checkbox"/> 農地復元確認書	・復元時期を明示
<input type="checkbox"/> 見積書及び資金証明	・農地復元に要する費用

4. 行政書士等の代理人による申請は委任状及び確認書が必要となります。

5. 提出部数 正副2部・農業用施設届出書は1部
【申請書は農業委員会事務局または市民局に提出】

6. お問い合わせ 本庁 農業委員会事務局

	農業委員会事務局	本庁農業振興課	一宮市民局産業振興係	波賀市民局産業振興係	千種市民局産業振興係
電話番号	0790-63-3112	0790-63-3109	0790-72-1000	0790-75-2220	0790-76-2210
農地基本台帳閲覧交付	○	×	○	○	○
農用地外証明窓口	×	○	○（一宮市民局管内）	○（波賀市民局管内）	○（千種市民局管内）
申請書等受付	○	×	○（取次）	○（取次）	○（取次）
許可書等交付	○	×	○	○	○

宍粟市農業委員会は農業委員・推進委員の担当地区を定めています。
事前に担当地区の農業委員・推進委員に連絡願います。
担当地区は農業委員会事務局に問い合わせいただくか、ホームページで確認ください。